景品関係

一、株式会社共同通信社に対する件

昭和五三年（排）第四号

排除命令

東京都港区虎ノ門二丁目二番五号

株式会社共同通信社

右代表者　代表取締役　福島慎太郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社共同通信社は、その発行する昭和五三年一月四日発売の雑誌「FM*fan*」同月九日号において、購読者を対象に、「FM*fan*愛読者広告アンケート募集」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第四号）第二項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あら

かじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、購読者を対象に、「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」第二項の景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社共同通信社（以下「共同通信」という。）は、肩書地に本店を置き、ニュース供給業、出版業等を営む事業者である。

二　共同通信は、その発行する昭和五三年一月四日発売の雑誌「FM*fan*」同月九日号において、購読者を対象に、「FM*fan* 愛読者広告アンケート募集」と称して、募集の内容を掲載し、とじ込みの応募用紙に、編集に関連するアンケートの回答等を記入させた上、同月三一日までに応募させ、抽せんにより、A賞オープンリール式テープデッキ（標準価格二四万四〇〇〇円）、B賞プリメインアンプ（標準価格一一万五〇〇〇円）、C賞カセットリール式テープデッキ（標準価格九万二八〇〇円）をそれぞれ一名に及びD賞ピックアップカートリッジ（標準価格一万四五〇〇円）を四名に提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　雑誌に募集の内容を掲載して、当該雑誌の編集に関連するアンケートの募集を行い、懸賞により景品類を提供する場合、提供することのできる景品類の最高額は、一万円である。したがって、前記景品類の価額は、この制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、共同通信の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「雑誌業における景品類の提供に関する事項の制限」第二項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年四月六日

公正取引委員会

委員長　橋口　収

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔